

おもてなし日本一鳥取づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、おもてなし日本一鳥取づくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の観光事業者及び団体が実施する「おもてなし」のスキルアップを図るための取組を支援することにより、観光業のサービス品質向上を図り、観光客の満足度向上及びリピーター獲得につなげることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。

3 同一の事業実施主体による申請は、同一年度1回に限るものとする。

4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の20日前までに、交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課へ提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第9条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%超の公益法人等は、この限りではない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
おもてなし 研修会の開催	県内観光事業者及び 団体	<p>観光客受入れのためのおもてなし研修会（接遇、トラブル対応、ユニバーサル研修、インバウンド受入対応等）の開催等に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・謝金、旅費（講師の派遣に要する経費に限る） ・使用料及び賃借料 ・需用費（消耗品費、印刷製本費等） ・役務費 <p>※委託料に係るものについては、原則、県内事業者が実施したものに限る。 ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>	1 / 2	300千円	<p>(1) 本補助金の増額を伴うもの</p> <p>(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度おもてなし日本一鳥取づくり推進事業補助金事業計画（報告）書

1 申請者

申請者団体名及び 代表者名	
担当者名	
連絡先（電話番号）	

2 事業の概要

<p>1 事業目的</p> <p>2 事業計画の内容 (研修会概要、受講者の役職・人数等)</p> <p>3 実施場所</p> <p>4 実施期間</p> <p>5 その他参考となる事項</p> <p>6 他の補助金の活用の有無（有・無） ※他の補助金の活用の有無について、いずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p> <p>7 消費税の取り扱い ※いずれか一つを選択して○をしてください。 () ①地方公共団体 () ②免税事業者 () ③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告） () ④特定収入割合が5%超の公益法人等 () ⑤上記4のいずれでもない</p> <p>【補助対象経費における消費税の取り扱い】 ・①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。 ・⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。</p> <p>【添付（追加提出）資料】 ・②の場合：補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。 ・③の場合：補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの） ※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。 ・④の場合：特定収入の割合を確認できる資料。</p> <p>8 その他</p>

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度おもてなし日本一鳥取づくり推進事業補助金収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

2 支 出

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内 訳
合 計				

様

職 氏 名

〇〇年度おもてなし日本一鳥取づくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったおもてなし日本一鳥取づくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当 観光戦略課 電話番号0857-26-〇〇〇〇）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費（申請書の収支予算書に記載された経費とする。以下同じ。）の配分は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、おもてなし日本一鳥取づくり推進事業補助金交付要綱（令和4年6月1日付第202200055351号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。